

吹田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽保守点検業者の登録制度を設けることにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「浄化槽保守点検業」とは、浄化槽の保守点検を行う事業をいう。

2 この条例において「浄化槽保守点検業者」とは、次条第1項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。

3 前2項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法の例による。

（登録）

第3条 本市の区域内において浄化槽保守点検業を行おうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 浄化槽保守点検業者の登録の有効期間は、5年とする。

3 浄化槽保守点検業者が登録の有効期間の満了の日の30日前までに当該満了の日に引き続く期間に係る登録の申請をした場合において、従前の登録の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、前項の規定にかかわらず、その処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、当該引き続く期間に係る登録がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第4条 浄化槽保守点検業者の登録を受けようとする者は、当該登録に係る申請書を市長に提出しなければならない。

（登録の実施）

第5条 市長は、浄化槽保守点検業者の登録の申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、その登録をしなければならない。

(1) 申請者が次のいずれかに該当するとき。

ア 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

イ 第11条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者

ウ 第11条第1項の規定により登録を取り消された法人である浄化槽保守点検業者の役員であった者（その取消の日以前30日以内に役員であった者に限る。）で、その取消の日から起算して2年を経過しないもの

エ 第11条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

オ 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからエまで又はカのいずれかに該当するもの

カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(2) 登録に係る営業所が次のいずれかに該当しないとき。

ア 大阪府内に設置し、専任の浄化槽管理士を置いていること。

イ 規則で定める器具を備えていること。

(3) 前条の申請書又は添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

(登録証の交付等)

第6条 市長は、浄化槽保守点検業者の登録をしたときは、当該登録に係る営業所ごとに浄化槽保守点検業者登録証（以下「登録証」という。）を交付しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、登録証を営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、登録証を汚損し、又は紛失したときは、速やかに、市長に申請して、その再交付を受けなければならない。

(浄化槽保守点検業者登録簿)

第7条 市長は、浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、浄化槽保守点検業者に異動があったときは、遅滞なくその旨を記載しなければならない。

2 登録簿の記載事項は、規則で定める。

3 市長は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(登録事項の変更の届出等)

第8条 浄化槽保守点検業者は、登録に係る事項に変更があったときは、その事由が発生した日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、登録証の記載事項に変更があったときは、浄化槽保守点検業者は、市長に申請して登録証の書換えを受けなければならない。

(廃業等の届出)

第9条 浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった者

(2) 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡又は失踪宣告の届出義務者

(3) 合併により法人が消滅した場合 その役員であった者

(4) 破産手続開始の決定により法人が解散した場合 その破産管財人

(5) 合併又は破産手続開始の決定以外の事由により法人が解散した場合 その清算人

2 浄化槽保守点検業者が前項各号のいずれかに該当することとなったときは、当該浄化槽保守点検業者の登録は、効力を失う。

(遵守事項)

第10条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自らこれを行い、若しくは実地に監督しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った結果、当該浄化槽について清掃が必要であると認めるときは、速やかに、法第7条第1項に規定する浄化槽管理者に対し、浄化槽清掃業者に清掃を行わせることその他必要な措置を講ずべきことを連絡しなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第11条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により浄化槽保守点検業者の登録を受けたとき。

(2) 第5条第1号（イ及びエを除く。）又は第2号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

2 浄化槽保守点検業者は、前項の規定により登録を取り消されたときは、直ちに、登録証を市長に返納しなければならない。

(聴聞の特例)

第12条 前条第1項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。この場合において、市長は、聴聞の期日の1週間前までに、聴聞の期日及び場所を公告しなければならない。

(報告の徴収)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、その業務に関し報告を求めることができる。

(立入検査等)

第14条 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(手数料)

第15条 次の各号に掲げる事務に係る申請者は、申請の際、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者の登録の申請に対する審査 1件につき34,600円
- (2) 登録証の書換えの申請に対する審査 1件につき1,600円
- (3) 登録証の再交付の申請に対する審査 1件につき2,100円

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は200,000円以下の罰金に処する。

- (1) 浄化槽保守点検業者の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 不正の手段により浄化槽保守点検業者の登録を受けた者
- (3) 第11条第1項の規定による命令に違反した者

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第14条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際大阪府浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年大阪府条例第4号）の規定により大阪府知事が行った登録その他の行為で現に効力を有するもの又は令和2年4月1日前に同条例の規定により大阪府知事に対して行われた登録の申請その他の行為は、同日以後においては、この条例の相当規定により市長が行った登録その他の行為又は市長に対して行われた登録の申請その他の行為とみなす。